長崎市農業委員会　令和 8 年 10 月総会　議事録

1　日　　時　　令和 8 年 10 月 28 日　　15：10　開会
16：15　閉会

2　会　　場　　長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3　役　　員　　会　　長　平尾　政博
会長職務代理者　村田　美津枝

4　出席農業委員（17 名）

岩本　隆	尾﨑　正孝	上川　満治	河平　久明	城戸　利美
柴原　恵	野中　麻美	野本　英世	平尾　政博	増田　茂
松尾　隆治	峰　忠幸	村田　美津枝	森内　悟己	森保　欣也
森山　安男	栁川　八百秀			

5　欠席農業委員（2 名）

岩永　一也　　木村　眞実

6　出席推進委員（19 名）

浦川　英敏	浦川　雅晴	小方　貴子	川口　智也	久保　正
田中　幹生	中村　数昭	中山　辰也	野口　弘人	野口　洋太郎
橋口　清	松浦　行信	松林　和幸	松本　貞幸	松本　守
宮﨑　好徳	山口　憲昭	山下　和孝	吉岡　信夫	

7　欠席推進委員（5 名）

今村　秀喜　　本田　雅博　　松尾　健人　　三浦　芳人　　山口　栄治

8　出席職員

【農委事務局】大場事務局長　松尾事務長　平尾農政管理係長　中山農地係長　浦上主事

9　議事

【付議事項】

（1） 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

（2） 農地法第 3 条の規定による許可申請について

（3） 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について

（4） 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について

（5） 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について

（6） 非農地の判断について

【報告事項】

（1）事務局長専決事項の報告について

（2）長崎県農業会議常設審議委員会について

（3）令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について

（4）農業者年金加入推進について

【その他の事項】

（1）農業委員会視察研修について

（2）全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について

（3）農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について

（4）令和 8 年 11 月、12 月の行事予定について

〇事務長　それでは、ただ今から令和 8 年 10 月農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

〇議長　みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、10 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは座って議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を事務局からお願いします。

〇事務長　本日の総会につきましては、農業委員の出席は 19 名のうち 17 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 24 名のうち 19 名でございます。以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指名させていただきます。野本英世委員と増田茂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〇野本農業委員・増田農業委員（承諾）

〇議長　それでは、総会を進めさせていただきます。本日は、付議事項が 6 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「令和 8 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

〇農政管理係長　それでは、第 1 号議案「令和 8 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について、説明いたします。左上に①-1 と記載されている議案書の 1 ページをお

開きください。本議案は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、長崎市長へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、決定するものでございます。3 ページからが提出する意見書（案）になります。先月の総会の折、上川委員及び中山委員から「ハウスの長寿命化に対する補助制度」について、耐用年数を経過したハウスも対象としてほしいとの地域からの要望を多くいただいているため、今回の意見書に盛り込みたいとのご意見をいただきました。その後、事務局の方でハウスの長寿命化に関する補助制度について農林振興課に確認したところ、耐用年数の要件があるのは県単独の補助であり、それと別に耐用年数の要件がない市単独の補助制度を既に設けているとのことでした。このようなことから、意見書の内容は先月の総会時のものと変わっておりません。説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

○議長　ないようでしたら、第 1 号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

○議長　ありがとうございました。第 1 号議案について、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長　資料 8 ページをご覧ください。市長への意見書提出については、11 月 26

日、総会の開催日の 14 時から 14 時 30 分、この会場において記載のとおり予定しております。その中で、市長との意見交換を 10 分程度取れる見込みです。ただ時間が限られており、また、意見書の内容に関連する意見交換となるよう、事前に発言者や内容を把握しておきたいと考えておりますので、発言を希望する委員さんがいらっしゃれば挙手をお願いしたいんですけれども。意見書の内容に関連して、市長を意見を交わしたいという委員さんはいらっしゃいますか。この場で詳細な内容までは決めなくてもいいので、後ほど事務局と協議をできればと思っております。発言を希望される委員さんがいらっしゃれば、把握をしておきたいので、挙手をお願いします。

○議長　意見書の内容を運営委員の 3 名で説明するわけです。それで、その後市長のあいさつがあって、農林振興課が回答をするわけですけれども、そのあと 10 分くらいあるそうですが、意見を言いたい方がおられたら。一応内容については、この内容を引用してお願いしたいんですけれども、よろしいですか。

○城戸農業委員　はい。これを言うと。

○農政管理係長　意見書の内容は運営委員が説明します。

○城戸農業委員　再質問をすればいいわけ。

○農政管理係長　再質問というか、それに関連して、地域の具体的な実情だとか、そういう意見を言っていただきます。

○議長　意見書の内容に関して、地域ではこういうことをお願いしたいというような意見

ですね。

〇城戸農業委員　遊休農地対策検討委員やけん、それに関して、直接支払交付金について、実情と今後の方針というかな。ものすごくこの制度は耕作放棄地対策、遊休農地対策に効果があるので、現実的な支援をお願いしたいと思います。

〇議長　分かりました。他にございませんか。

―　挙手なし　―

〇議長　それでは、城戸委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

　続きまして、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　それでは、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第 2 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、議案記載の琴海形上町の農地 2 筆について、譲受人が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は新規に農業経営を始めるためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 1 人で 300 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、久

保正推進委員よりご報告いただきます。

〇久保推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 15 日に私と事務局とで現地確認を行ないました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 2 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

〇議長　ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員　異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。本件は議案の 1 番に記載する布巻町の農地 1 筆について、宅地の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位

置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。周囲は一団の住宅地となっておりまして、申請地は昭和 41 年から宅地として利用されており追認許可申請となっています。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。雨水排水につきましては、自然放流され、汚水・生活雑排水は公共下水道に排出されています。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いいたします。

○山口（憲）推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 16 日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 41 年頃から宅地として利用されており、追認許可申請となっていますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もなく、日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長　ありがとうございました。第 3 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

○議長　ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　それでは､第 4 号議案｢農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」に関して、ご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は 1 番に記載する以下宿町の農地 1 筆について、資材置場の目的で一時転用の許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。長崎市が発注した「市道以下宿町 5 号線ほか 1 河川改良工事」に伴う一時的な転用になります。雨水排水につきましては、隣接水路に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、橋口清推進委員から報告をいたします。

〇橋口推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 16 日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、市発注の市道及び河川の改良工事に伴う資材置場として利用し、来年の 3 月末までの一時転用となります。雨水排水については水路へ排水し、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接地に農地はなく、日照通風等の影響も発生しないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇農地係長　引き続き、議案書の 3 ページをご覧ください。本件は 2 番に記載する布巻町

の農地 4 筆について、店舗及び駐車場設置の目的で申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が利用計画図でございます。こちらは国道 499 号の道路拡幅工事にともない、近隣のドラッグストアが移転することによる店舗の建設、駐車場の設置になります。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いいたします。

〇山口（憲）推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 16 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、国道 499 号の拡幅工事に伴い、近隣にあるドラッグストアの移転に伴うものでございます。鉄骨造り 2 階建ての店舗と駐車場が設置される予定です。移転予定地には隣接する農地もなく、雨水排水は水路へ、生活雑排水は公共下水へ放流されるため、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 4 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〇森山農業委員　1 番ですけれども、現況は畑になっていると思いますが、畑には見えないんですけれども、これは非農地でいけないんでしょうか。

〇農地係長　こちらに関しましては、隣接する道路の工事になりまして、あくまで一時転

用ということで、今後農地として活用の可能性は残されておりますので、一時転用ということになり、非農地ということにはなっておりません。

○森山農業委員　一時転用ですと、農地にして戻さないといけないわけですけれども、こういう現状のところはそのまま非農地にした方がいいかと思うんですけれども。

○農地係長　現況は確かにダンチクみたいなのは生えているんですけれども、一時転用で使用する際に、草をすべて刈って、農地として使用できる状態になりますので、私たちとしても、非農地ではないだろうということで判断いたしました。

○森山農業委員　はい、分かりました。

○議長　他にございませんか。ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

○議長　ありがとうございました。第 4 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

　続きまして、第 5 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長　続きまして、第 5 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議につ

いて」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は、議案記載の茂木町の農地 1 筆、1,154 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により、借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず 31,495.65 ㎡であり、利用につきましてはキクの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、2 番と借受人が同じで、対象地が隣接しているため、2 番と併せて説明したします。

続きまして 2 番について、ご説明いたします。議案書は引き続き 4 ページをご覧ください。本件は、議案記載の茂木町の農地 1 筆、1,170 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により、借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず 31,495.65 ㎡であり、利用につきましてはキクの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中山辰也推進委員から報告いたします。

〇中山推進委員　1 番と 2 番の現地調査について報告します。10 月 5 日に私と上川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1 番及び 2 番ともに、申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については両方ともキクの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇農地係長　続きまして 3 番についてご説明いたします。議案書は、5 ページをご覧くだ

さい。本件は、議案記載の三重町の農地１筆 605 ㎡について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規の就農で、設定後の経営面積は 605 ㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、小方貴子推進委員からご報告いたします。

〇小方推進委員　3 番の現地調査について報告します。10 月 6 日に私と野本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇農地係長　続きまして 4 番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地１筆 1,151 ㎡について長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 5,351 ㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、借受人が次の 5 番、6 番と同一人であるため、後ほど併せてご報告いたします。

次は 5 番についてご説明いたします。議案書は、6 ページをご覧ください。本件は、議

案記載の川原町の農地 1 筆 167 ㎡について長崎県農業振興公社が 10 年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の使用貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 5,518 ㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。

次は、6 番についてご説明いたします。議案書は引き続き 6 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆 1,889 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、20 年の使用貸借により、利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,407 ㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、4 番、5 番、6 番の 3 件併せて、山口憲昭推進委員からご報告いたします

〇山口（憲）推進委員　4 番、5 番及び 6 番の現地調査について報告します。10 月 5 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。いずれも利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 5 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

― 意見等なし ―

〇議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 5 号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長 ありがとうございました。第 5 号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第 6 号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

〇農地係長 それでは第 6 号議案「非農地の判断について」の内容をご説明いたします。議案書の 14 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 5 件、合計筆数が 43 筆、合計面積 16,237 ㎡について、非農地通知申出が提出されております。それでは 1 番について説明いたします。対象となる農地は、畦別当町の農地 4 筆 1,606 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、吉岡信夫推進委員より報告いたします。

〇吉岡推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 3 日及び 10 月 9 日の 2 回にわたり、私と森内農業委員、平尾農業委員、村田農業委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難であ

り、あるいは復元しても周囲の状況から継続して利用することができないと見込まれ、再生利用が困難な土地と判断されました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続いて 2 番について説明させていただきます。対象となる農地は、滑石四丁目の農地 1 筆 27 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森内悟己委員より報告いたします。

〇森内農業委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 14 日に、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難であり、再生利用が困難な土地と判断されました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続いて、3 番について説明させていただきます。対象となる農地は、四杖町の農地 1 筆 201 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、宮﨑好徳推進委員より報告いたします。

〇宮﨑推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 6 日に野本農業委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難であり、再生利用が困難な土地と判断されました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続いて、4 番について説明させていただきます。対象となる農地は、岩瀬道町の農地 1 筆 257 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山下和孝推進委員より報告いたします。

〇山下推進委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 4 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は、すでに森林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難であり、再生利用が困難な土地と判断されました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続いて、5 番について説明させていただきます。対象となる農地は、松崎町、三重町、三重田町の農地 36 筆、計 14,146 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、小方貴子推進委員より報告いたします。

〇小方推進委員　現地調査についてご報告いたします。10 月 19 日に私と野本農業委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難であり、あるいは復元しても周囲の状況から継続して利用することができないと見込まれ、再生利用が困難な土地と判断されました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 6 号議案についてご意見、ご質問はございませんか。

〇森山農業委員　1 番についてですけれども、会長と職務代理が現地調査に立ち会っておられるんですが、何か問題があったんでしょうか。

〇農地係長　こちらに関しましては、前回の総会のときに説明させていただきました「非農地判断について」ということで、国が定めた基準に従い、今までどうしても厳しめに判断していたところがありましたので、国の通知に基づき、きちんとした判断をということで、その第 1 回目の現地調査ということで、会長と職務代理に見ていただいて、これが国の示すスタンダードということで調査に伺ったところです。

〇森山農業委員　分かりました。お疲れ様でした。

〇議長　他にありませんか。ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

　続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

〇農地係長　それでは、報告事項 1「事務局長専決事項」についてご報告いたします。

左上に②と記した資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が、4 件提出されました。また、農地法第 5 条

第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は 5 件でした。計 9 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

〇議長　ありがとうございました。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、10 月 9 日に開催されました。資料は、3 ページから 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

　続きまして、報告事項 3「令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から説明をお願いします。

〇農政管理係長　それでは、令和 8 年 10 月 16 日に開催された、令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）に、平尾会長と大場事務局長が出席されましたので、主な内容についてご報告いたします。左上に②－１と記載した報告事項の資料の１ページをご覧ください。次第「4 説明・協議」の（1）の令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につきましては、今年 12 月頃を目途に長崎県知事に提出予定として、県農業会議がとりまとめている（素案）について、協議を行っております。内容につきましては、まだ検討段階のため公開できませんが、意見書の項目としましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」「地域計画の実行」などの項目をベースに検討されています。次に、（2）の令和 8 年度重点活動の進捗状況については、資料の 2 ページから 3 ページに掲載しておりますので、ご参照ください。そのほか、次第のとおりですが、ご興味があられる項目がありましたら、事務局に資料がございますので個別に閲覧ください。報告は以上でございます。

○議長　ありがとうございました。この件について、ご質問はございませんか。

○城戸農業委員　一番重要な研修内容の「農業委員会組織を巡る情勢と当面の対応について」とグループディスカッションの「農業委員会業務に関する意見交換」の要旨が分かれば教えてください。

○議長　研修内容については、全国農業会議の専務が来られまして、農業委員会を巡る情勢として、農業委員と推進委員の併存配置問題で、全国でも五分五分、長崎でも五分五分であるとのことでしたが、この問題はしばらく置いておこうということでした。というのは農業者と農地がだんだん減ってくるわけですが、そうした場合に改めて、併存配置にするかどうかを協議しようということでした。

ディスカッションにおいては、各市町の農業委員会の状況、農業者の状況について意見交換をしました。局長、なにかありますか。

○事務局長　おおむね会長がおっしゃったとおりでございますけれども、せっかく全国農業会議所の専務がいらっしゃったので、長崎だけではなくて全国的な農業委員会の組織、どういうふうに検討されているのか、今のいきさつを聞かせていただいたというところであります。

○議長　他にございませんか。ないようでしたら、続きまして、報告事項４「農業者年金加入推進について」年金加入推進リーダーから説明をお願いします。

○森保農業委員　それでは、農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。右上に②-1 と記載した「報告事項(別紙)」の資料の 4 ページをご覧ください。本日、総会の前

に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料 5 ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3 名の加入が目標となっております。今年度も、6 地区で班体制を組み、加入目標数を各地区は各 1 人としております。活動計画は、資料 6 ページの左側の計画をご参照ください。⑤のとおり、11 月及び 12 月を加入推進強化月間として戸別訪問を予定しており、加入の見込みがある 60 歳未満の農業者がいれば、事務局が加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしておりますので、事務局へご連絡ください。

また、本日、各地区の農業委員さん・推進委員さんには、50 歳以下で年間 100 日以上農業に従事されている未加入者の名簿、戸別訪問用リーフレット 5 冊、加入推進普及資材（手袋、トートバッグ）を活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。加入推進名簿につきましては、個人情報となりますのでお取扱いには十分注意してください。資料 6 ページの表は、令和 8 年度農業者年金新規加入者の目標を示しております。長崎市は全体で 3 名、内訳は 40 歳未満 2 名、女性 1 名となっております。現在のところ、今年度の実績はゼロです。なお、その戸別訪問の実施状況は、お配りしております「報告書」にて事務局へ提出お願いします。その際、加入推進名簿の返却をお願いします。報告は以上です。

〇議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問などございませんか。

〇久保推進委員　7 ページの表で、島原半島で加入者が増えている理由について、何か情報がありましたら教えていただきたいです。以前テレビで他所に出ていた若者が帰ってきたとか、小学校の児童が増えているとかいうニュースを見たことがあるんですけれども、そういうことも関係しているのかなと思いますが、農業委員会として何か特別な加入推進

をされたのかなとも考えております。長崎市でも 30 人近い新規就農者が増えたんですけれども、一向に実績は上がっておりません。何が違いがあるのか分かれば教えてください。

○議長　対象者も多くはあるわけですけれども、やはり、半島の農業委員さんたちは年金加入推進に非常に熱心なんですね。3 から 4 人くらいでグループを作って、戸別訪問をちゃんとやっておられるみたいです。ですから、できましたら今日の研修の中でもありましたように、農業者年金を知らない人が 30 数パーセントおられるということですので、できるだけ各地区で、今日対象者名簿も配られましたので、入られるかどうかは分かりませんけれども、知らない人がいないと、後で知らなかったけど入ればよかったという人がいないように、皆さんで手分けして戸別訪問をお願いします。以前も農業委員会じゃなくて農協から勧められたといって入って来られる方もいましたので、できるだけ農業者年金を皆さんに知らしめていただくように、各地区のリーダーが中心となって活動を進めていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○久保推進委員　ありがとうございます。

○議長　他にありませんか。ないようでしたら続きまして、その他の事項 1 令和 8 年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長　それではその他の事項 1「令和 8 年度農業委員会委員視察研修について」ご説明いたします。左上に③と記載しましたその他の事項の資料 1 ページをご覧ください。視察研修につきましては、先月の総会でも説明をさせていただきましたので、変更点のみ説明します。「2 参加者」ですが、現時点で事務局職員を含めまして 31 名となっております。2 ページに出席者名簿を添付しておりますので、ご自身の出欠状況に間違いがないか

ご確認ください。間違いがある場合は後ほど事務局までご連絡ください。また、出欠の変更につきましては、12 月頃までは変更可能ですので、変更になった時点で事務局までご連絡ください。13 日の宿泊場所についてですが、2 ページの下段に記載のとおり、熊本市内の「アークホテル熊本城前」に宿泊予定で、シングルのお部屋となっております。宿泊料 13,900 円には夕食が付いております。ただ、翌日の朝食は付いておりませんので、ホテルの朝食を希望される場合は宿泊料と別に 1,980 円が必要となります。参加される方につきましては、朝食希望の有無及びお部屋タイプの意向を把握する必要があるため、お手元に配付している資料で、左上に『視察研修に参加される委員の皆さまへ』と記載がある意向調査を記入の上、本日お帰りの際に事務局へ提出をお願いします。

また、視察に伴う出席委員の旅費の受領につきましては、例年同様、「事前に事務局が受領し、必要経費をまとめて支出のうえ、最後に残額をお渡しすること」について、ご了承いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

○議長　ないようでしたら続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」及び、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長　それでは、その他の事項 2 及び 3 について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」でございますが、その他の事項の資料の 3 ページをご覧ください。現

在の購読部数は先月の報告以降、2 件の新規申込がありましたので、今年度の目標部数 102 部に対し、現購読部数は 89 部となっております。4 ページをご覧ください。一番右の欄に記載のとおり、新しく推進委員へなられた方のうち 5 名がまだ購読申込みをされておりません。『ながさき農業委員会１・１運動』においても、委員全員の購読を方針に掲げておりますので、購読申込みされてない 5 名につきましては、この総会終了後に集まっていただき、購読申込みをお願いしたいと思います。また、資料の 5 ページですが、農業者年金加入者については、今年度の目標である新規加入者 3 人に対し、実績はまだありません。どちらも目標達成に向けて引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」についてご説明いたします。資料 6 ページから 7 ページに「令和 8 年度上半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。その他の事項 2 及び 3 についての説明は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

〇議長　ないようでしたら、その他にご意見、ご質問、ご報告などございませんか。何でも結構です。

―　意見等なし　―

〇議長　ないようでしたら最後に、その他の事項 4「令和 8 年 11 月、12 月の行事予定に

ついて」事務局から説明をお願いいたします。

〇農政管理係長　―　行事予定について説明　―

〇議長　ありがとうございました。それでは、これで 10 月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。